

8. 漁業共済掛金補助 (表番号 64)

(1)補助金の推移

(単位：千円)

	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度予算
件数	350	554	542	868
補助金額	44,642	46,923	46,056	54,808
うち国庫	—	—	—	—
うち県負担額	44,642	46,923	46,056	54,808

(2)制度の概要

所属	団体経営改善課
制度の趣旨	漁業共済の普遍的加入を図り、漁業経営の維持・安定に資するため、漁業共済加入者の純共済掛金の1/10を助成するもの
根拠法令・要綱等	漁業共済掛金交付要綱
補助対象者 (交付先)	漁業共済加入者
補助対象事業	漁業共済契約者が支払う共済掛金の支払に要する経費
財源及び補助率	県 10/10
補助金額の算定方法	純共済掛金の1/10
制度の始期	昭和40年度
制度の終期	平成17年度

(3)監査の結果

補助金に関する一連の事務手続について問題はない。

(意見)

漁業共済の制度は、漁業者が漁業共済組合との間に共済契約を締結することにより、当該漁業者の漁業災害や水産資源の減少に伴う不漁等による損失を補償するもので、昭和39年に漁業災害補償法が制定されて以来、中小漁業者の漁業再生産の確保及び漁業経営の安定に寄与してきたものとされている。

しかし、補助金の公益性を判断する尺度のうちに緊急性がある。共済加入者に対する補助金については、定期的に補助金の効果と必要性を見直し、一定期間経過後は本事業は廃止するのが妥当であったものと考え、昭和40年度の導入以来既に40年以上経過している。

平成15年度の事務事業見直しにおいて、漁業共済制度の普及及び漁業経営の安定という当初の目的は、いちはちおろ達成されたという判断により、本事業は平成17年度をもって終了することになった。

9. 新規就農促進資金貸付事務費補助(表番号 81)

(1)補助金の推移

(単位：千円)

	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度予算
補助金額	—	—	537	379
うち国庫	—	—	—	—
うち県負担額	—	—	537	379

(2)制度の概要

所属	構造政策課
制度の趣旨	新規就農支援資金貸付のための事務費に対する補助
根拠法令・要綱等	新規就農促進事業実施要綱 新規就農促進資金貸付事務費補助金交付要綱
補助対象者 (交付先)	(社) 青い森農林振興公社
補助対象事業	新規就農支援資金貸付のための事務費に対する補助
財源及び補助率	県 10/10
補助金額の算定方法	無
制度の始期	平成16年度
制度の終期	平成20年度

(3)監査の結果

平成16年度の本補助金交付要綱では、補助対象経費は青い森農林振興公社が実施する新規就農促進資金貸付事業に係る事務に要する経費とし、補助金の額は537千円以内とする、としており、補助対象経費の範囲を明確に定めていない。

平成16年度の交付申請書と事務完了実績報告書を比較した結果、補助対象経費の内容が当初の計画と実績では下記のように大幅な乖離していた。

(単位：円)

事務費の内容	計画	実績	差額
貸付事務委託契約書印紙	176,000	0	△176,000
貸付事務手数料	343,000	238,140	△104,860
消耗品・通信運搬費	18,000	298,860	280,860
計	537,000	537,000	0

その原因を質問したところ、次のような回答であった。

貸付金の償還収納事務については農協に委託することになるが、従来本貸付金を取扱っていた農協に委託する場合には新たに委託契約書を作成するため、その印紙代支出を見積っていたところ、平成16年度では新たに委託契約を締結する農協がなかったため印紙代が発生しなかった。また、予算に比べて貸付金の実行が少なかった(45

百万円の貸付額予算に対して実績は 28 百万円) ため、事務手数料も計画を下回り、消耗品費その他を補助対象経費に充当したものである。

そこで、公社で消耗品費の内容を確かめたところ、その内容は、期末直前に購入したチューブファン、クリアファン、粘着テープ、電卓代等であり、貸付事務に密接に関連するものではなく、公社の事務用消耗品のうちの一定部分を本補助事業の対象経費に割り当てたものと認められた。

「青森県補助金等の交付に関する規則」第 13 条では、補助金の確定にあたって、県は報告書等の書類の審査を行う他、必要に応じて現地調査を行うことを定めている。

青い森農林振興公社に対しては、本補助金の他にも多額の補助金が県から支払われているが、補助金の確定に際しては書類の審査に止め、現地調査をほとんど行っていないものと認められた。

(意見)

青い森農林振興公社等の財政援助団体に対する補助金に関しても、他の団体、個人に対する補助金等と同レベルのチェックを行う必要があるものと考える。

10. 中山間地域等直接支払交付金(表番号 93)

(1)補助金の推移

	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度予算
補助金額	755,843	767,152	772,732	780,993
うち国庫	475,189	482,571	486,219	491,142
うち県負担額	280,654	284,581	286,513	289,851

(単位：千円)

(2)制度の概要

所属	構造政策課
制度の趣旨	中山間地域における耕作放棄地発生防止や多面的機能の維持確保のほか、担い手の育成等による前向きな農業生産を推進するため、農地の傾斜度等に応じて農業者及び集落に交付金を交付する。
根拠法令・要綱等	中山間地域等直接支払交付金等交付要綱
補助対象者(交付先)	県内対象市町村
補助対象事業	農業・農村の多面的機能の維持及び農業生産活動の実施(一定の傾斜要件を満たす農用地等において)
財源及び補助率	国1/3～1/2、県1/3～1/4、市町村1/3～1/4
補助金額の算定方法	傾斜1/20以上の急傾斜田：107あたり21,000円を上限に畑、草地、採草放牧地、その他緩傾斜毎に単価設定
制度の始期	平成12年度(平成17年度から一部改正：5カ年事業)
制度の終期	平成21年度

本交付金は、耕作放棄等の弊害が中山間地域で特に顕著に現れたことや、WTO(世界貿易機関)の農業交渉(貿易に歪みをもたらす政策や生産刺激に傾く政策は今後削減していく)という動き)の行方をにらみながら、我が国農政で初めての直接支払制度として平成12年度に国が新たに導入したものである。

対象地域は山村振興法に定める振興山村地域、過疎地域自立促進特別措置法に定める過疎地域等、8つの法律に定める地域(以下「8法地域」という。)と、8法地域以外で地域の実態に応じて都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域(以下「特認地域」という。)に大別される。交付金の負担割合は、8法地域においては、国2分の1、県及び市町村が各4分の1である。他方、特認地域に関しては、国、県、市町村が各3分の1を負担することとされている。

交付金の対象行為は、市町村長の認定を受けた集落協定または個別協定に基づき、5年間以上継続して行われる農業生産活動等である。

この交付金の大きな特徴は、集落協定への交付金の2分の1以上を集落の共同取組活動へ充当することを努力目標としつつも、集落の構成員たる農業者への用途を限定しない直接支払を認めたことである。

「直接支払制度が変える中山間地域のくらしと農業(平成15年2月青森県)によると、青森県では、中山間地域が全県上の約70%を占め、総農家戸数の約32%が居住する地域となっている。

平成16年度の所管農林水産事務所別の交付実績は次のとおりであった。

農林水産事務所	交付面積	国費	県費	国費、県費計
東	5,057	19,957	11,648	31,605
西	13,205	70,423	35,211	105,634
中南	47,818	170,272	112,684	282,956
北	5,701	25,023	12,511	37,535
上北	11,755	53,393	30,213	83,606
下北	1,315	4,295	2,147	6,442
三戸	31,850	142,854	82,096	224,951
合計	116,703	486,219	286,513	772,732

(交付面積単位：千㎡、金額単位：千円)

市町村別の交付金額(国十県)の上位は、平賀町(中南管内)が93,943千円、三戸町(三戸管内)が74,104千円、鯉ヶ沢町(西管内)が58,915千円、新郷村(三戸管内)が57,531千円の順であった。

本庁の構造政策課、中南地方農林水産事務所、三戸地方農林水産事務所のいずれにおいても、本交付金の具体的な対象地域の誘引、集落協定の具体的内容、交付金額の収支実績等について監査できなかったため、県内第2位の交付金実績のある三戸町役場に行き、関係書類の閲覧、質問を行い、一部の集落について対象地域の視察を行った。

(3)三戸町の監査について

三戸町においては、平成16年度において、通常地域(8法地域)の18集落、特認地域の17集落、合計35集落に対して交付金が交付されている。交付金は、国46,334千円、県27,770千円、町27,770千円の合計101,875千円である。

まず、三戸町全体の概要、町内の中山間地域の位置等を質問した後、金額的重要性を考慮して、通常地域の中からO集落(交付金計5,491千円)、N集落(同13,513千円)、K集落(同10,111千円)の3集落の対象地域の地図、集落協定、収支報告書等を閲覧し、また、O集落及びK集落については、対象地の視察を行った。ただし、視察を冬季節に行つたため、対象地は雪に覆われた状態であり、また、共同作業取組の内容についても直接目視することは出来ず、質疑応答が主となった。

三戸町では、国の定める「中山間地域等直接支払交付金実施要領」第5の規定に従って、平成12年7月に「中山間地域等直接支払三戸町基本方針」を定めている。この基本方針の7(1)イでは、「集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止する」との観点から直接支払額の概ね1/2以上が共同取組活動に使用されることが望ましい」と定められている。

抽出した3集落の集落協定や収支報告書によると、共同取組活動は、いずれも、水路、農道の管理、畦畔の草刈り、景観作物の植え付け等であった。共同取組活動の支出内容を見ると、設備投資を行う場合を除いては、その大部分が参加者への賃金の支払いであり、人件費が主であった。

この3集落の交付金全体に占める共同取組活動分の支出割合30%から34%程度であった。三戸町全体の平成16年度実績では、共同取組活動分の占める割合は43.3%であり、50%まで達していなかった。

監査の過程で、各集落から町へ提出する中山間地域等直接支払交付金収支報告書の記載内容について判断に迷う部分があることに気づいた。

すなわち、交付金の交付事務が会計年度単位で行われているのに対して、収支報告書の記載は暦年で行い、それに基づき各農業者は所得税の確定申告を行うこととされている。青森県の場合、集落への交付金の支払は毎年度2月頃に行われる。それに対して、共同取組活動は主に春から秋にかけて行われるため、収支報告書に記載すべき支出の内容が問題となる。例えば、平成17年1月に集落から町へ提出された平成16年収支報告書の場合、収入は平成16年2月に町から集落へ支払われた平成15年度の交付金となるものと思われるが、共同取組活動支出額は、平成16年中の活動に対するものを記載することになると思われる。その場合、平成16年度の交付金はまだ交付されていないため、集落で支出の立替払いを行うか、現金支出を翌年の交付金受領後まで繰り延べる必要が出てくる。

これらの矛盾を解決するためには、町から集落への交付金の支払を当該年度の12月までに行うことが必要になるとと思われる。

(4)監査の結果

補助金の交付に関する手続に関しては妥当であるものと考える。

(意見)

平成12年度から始まった中山間地域等直接支払交付金制度は、内容を一部改正して平成17年度からさらに5年間継続されることになった。県及び市町村は、共同取組活動の効果的な実施を通じて、中山間地域農村の多目的機能が有効に発揮できるよう、各集落を指導していくことが大切である。

また、県は、収支報告書の記載について統一的な取扱いを示し、各集落や市町村間でバラバラな取扱いにならないよう、指導していく必要がある。

11. 農地保有合理化促進事業対策費補助(表番号94)

(1)補助金の推移

	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度予算
補助金額	527,879	495,365	321,672	287,606
うち国庫	319,236	293,394	191,597	171,623
うち県負担額	188,643	199,671	124,075	115,983
その他	20,000	2,300	6,000	—

(単位：千円)

(2)制度の概要

所属	構造政策課
制度の趣旨	担い手の育成、土地利用調整、農地の利用集積などの促進を図るために、社団法人青い森農林振興公社等が行う売買や貸借等への補助
根拠法令・要綱等	青森県農地保有合理化促進事業対策費補助金交付要綱
補助対象者(交付先)	社団法人青い森農林振興公社等
補助対象事業	買入れ・売渡し、借入れ・貸付け
財源及び補助率	国0/10~7/10、県10/10~3/10
補助金額の算定方法	無
制度の始期	昭和46年度
制度の終期	平成24年度

平成16年度の内訳は以下のとおりである。

(単位：円)

事業の種類	国補助	県補助
一般管理費補助(注1)	—	69,027,288
農地保有合理化促進対策組織体制強化費	3,419,000	3,419,000
都道府県農業公社推進体制強化助成事業費	—	2,952,000

農地保有合理化法人機能強化助成事業費	—	1,126,000
農地保有合理化事業費	141,960,946	20,931,895
農地保有合理化緊急加速事業費	27,854,471	4,173,540
担い手育成農作業受委託促進事業費	2,592,000	1,733,813
国営浪岡東部台地特別対策費	—	16,196,776
農地保有合理化事業特別対策費 (注2)	15,771,000	10,514,000
計	191,597,417	130,074,312

(注1) 公社の管理経費を補助しているもの。

(注2) 内容は合理化事業に係る市町村への業務委託費及び旅費・需用費などである。

一般管理費の内訳は以下のとおり。

科目	金額
委託費	1,246,000 円
給与手当	48,819,959 円
賃金	7,172,400 円
法定福利費	9,431,568 円
福利厚生費	59,097 円
会議費	77,000 円
旅費交通費	829,962 円
接待交際費	16,332 円
新聞図書費	18,000 円
印刷製本費	90,000 円
賃借料	4,659,258 円
租税公課	7,811,347 円
負担金	2,941,692 円
雑費	50,295 円
合計	83,222,910 円

人件費については県の給与基準に準拠して支給されている。

(3) 監査の結果

補助金に関する一連の事務手続については、以下の点を除き問題はない。

経費補助（一般管理費及び農地保有合理化事業対策費）の検査の際に、証拠書類との照合が行なわれていない。

(意見)

一般的に補助金の交付要綱では実施報告書を入手することを要求するにとどまっている。一方、青森県補助金等の交付に関する規則では、第13条で「報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容～(中略)～調査し」と定めている。調査の手法、調査報告の様式については明確な基準がなく、担当者毎の判断に委ねられているのが現状である。調査は業務として行なうのであるから、記録を残す必要があることは当然である。そしてその記録は上司に報告するものであるから、①いつ②誰が③どこで④なにをしたのかを読み手の立場になってわかりやすく記載しなければならぬ。さらに引継がスムーズに行なわれるよう、何を検査したのか、どうやって検査したのかが容易に理解できる形式が望ましい。

今回各課の補助金関連の資料を閲覧した範囲では、林政課の林業労働力確保支援センターの調査報告書が手本となるものであった。参考までに当該調査報告書のテンプレートを示す。

(表紙)

確認調査報告書

報告 (調査) 者	××
調査年月日	平成××年×月×日
調査事業名	青森県林業労働力確保支援センター
事業実施主体	社団法人青い森農林振興公社
調査立会者	××
確認閲覧した資料	①総勘定元帳及び補助元帳②支出伝票③預金通帳 ④支出伺い、領収書などの証拠書類⑤各細事業に係る実行関係書類
調査認定意見 (総括の部)	適正に実施されており、完了したと認められる。
1.事務処理事項	適正に処理されている。
2.事業実施状況	適正に実施されている。
3.会計処理状況	適正に処理されている。
4.指摘事項	なし

(次頁以降)

2 各細事業の実施状況			
(1) 職業病健康診断助成費	補助金交付先	林業・木材製造業労働災害防止協会青森県支部	
	総事業費	4,000,000 円	補助金額 1,000,000 円
	事業実績	検診者数 第二次 651 人	
(2) 肺炎抗体検査促進事業費	着手年月日	H16.8.10	完了年月日 H17.3.11
	検査意見	適正に実施している。	
	補助金交付先	林業・木材製造業労働災害防止協会青森県支部	
	総事業費	315,000 円	補助金額 90,000 円
	事業実績	受診者数 200 人	
	着手年月日	H16.12.17	完了年月日 H17.3.25
	検査意見	適正に実施している。	

地方農林水産事務所の中には、工事用の確認検査調書をもとに独自の様式を作成しているものもあった。上記よりシンプルな様式であるが費目数の少ない場合には有効であろう。補助金によっては、それ以外の形式による検査報告書が望ましい場合もあるであろう。少なくとも、事業者から入手した実績報告書に赤ペンによるチェックマークを付けたり確認印を押す程度では検査といえないものと思う。

なお、補助対象会社に公認会計士が監査に入っている場合もあるが、公認会計士監査は財務諸表監査であり、補助金の使途や支出の手続を精査する県の検査とは目的を異にしている。公認会計士監査を理由に県の検査を全く省略することはできない。

12. おおもり適地適作物付誘導支援事業費補助 (表番号 109)

(1) 補助金の推移

(単位：千円)

補助金額	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度予算
うち国庫	—	—	29,340	—
うち県負担額	—	—	29,340	—

(2) 制度の概要

所属	農産園芸課
制度の趣旨	適地適作物を基本に、実需者ニーズに対応した競争力のある転作物の産地化を目指す取組みに対する補助
根拠法令・要綱等	平成16年度青森県おおもり適地適作物出願向上支援事業費補助金交付要綱
補助対象者 (交付先)	弘前市ほか9市町村
補助対象事業	市町村、農協、集落営農組織等が行う ①地域合意形成活動等の推進活動に係る経費 ②営農再編の主體的な役割を担う経営体によるリースする機械等の導入や排水対策のための小規模土地基盤整備に係る経費
財源及び補助率	推進活動：県1/2、栽培管理用機械等の導入：県1/3、小規模土地基盤整備：県1/2
補助金額の算定方法	推進活動：標準事業費 240千円×7地区 栽培管理用機械等の導入：標準事業費 6,750千円×12地区 小規模土地基盤整備：標準事業費 3,000千円×1地区
制度の始期	平成16年度
制度の終期	平成16年度

本補助金は、市町村を通じた間接補助金であり、条件整備(ハード)事業及び推進活動(ソフト)事業を一体的に進めることとしている。

平成12年度から平成15年度まで、青森県「適地適作物」地域営農再編誘導事業費補助が行われ、適地適作物推進助成事業費補助(国からの転作助成金の嵩上げ補助)と地域営農再編誘導事業費補助(推進活動事業及び条件整備事業)から成っていた。平成16年度から新しい米政策が行われることになったのに伴い、従来の地域営農再編誘導事業費補助が本事業に引き継がれた。平成15年度における地域営農再編誘導事業費補助金の交付実績は45,367千円であった。平成17年度からは水田農業大規模農家等新産地化促進事業費補助として再編され、その当初予算額は13,500千円である。

(3) 平成16年度事業の概要

平成16年度の農林水産事務所別の交付額は以下のとおりである。

(単位：千円)

農林水産事務所	中南	西	北	上北	下北	計
補助金額	3,662	8,026	7,030	8,246	2,376	29,340
うち推進活動	240	240	132	360	240	1,212
うち条件整備	3,422	7,786	6,898	7,886	2,136	28,128

このうち、中南地方農林水産事務所及び上北地方農林水産事務所の補助金を監査した。

(4)監査の結果

① 中南事務所における結果は、次のとおりである。

ア、弘前市の任意団体「T職人グループ」と同グループの野菜部会との間で自動脱菜機のリース契約が結ばれており補助対象になっている。形式上はともかく、当該リース契約が経済取引としての実態を有しているかどうかのチェックをどのように行うのかは極めて難しいものと思われる。

イ、機器取得事業については、補助金交付申請書に添付した見積書と実績報告書の金額が同じであった。うち、T農協がR社から購入したM社製の乗用管理機について、メーカーのパンフレットに記載されたメーカー希望小売価格 3,000 千円とT農協の購入価格が同じであった。購入者が大手の農協のため、メーカー希望小売価格を下回る価格で購入するのが通常であると思われる。購入価格の妥当性に関するチェックが効果的に行われているかどうか疑問を感じた。

② 上北事務所における結果は、次のとおりである。

ア、推進活動事業に関する内容が漠然としているものと感じられた。実績報告書の記載は以下のとおりであった。

上北町：地域の合意形成活動及び大豆の品質向上対策 287,166 円

下田町：栽培講習会及び野菜の品質向上対策 310,000 円

七戸町：作業受託研修会及び先進地視察研修 446,938 円

イ、補助金交付要綱第 3 によれば、「事業実施主体は～(中略)～地方農業構造政策推進指導本部幹事会の審査において、事業計画が事業の趣旨などに適合すると認められた」ものでなければならないが、当該幹事会の議事録や審査記録は残されていないかつた。

ウ、補助金交付要綱によると、実績報告書は「補助事業完了の日から起算して 30 日を経過した日～(中略)～までに」提出されることと定められているが、天間林村については事業完了報告書の日付(7/30) と実績報告書の日付(9/27) に 30 日以上の開きがあった。

(意見)

ア、経済性に関する注意が必要である。

イ、市町村からの実績報告書は費目を記載する必要がある。
ウ、幹事会開催に際しては議事録が必要である。
エ、実績報告書は期日までに入手する必要がある。

なお、中南事務所で指摘した機器導入事業におけるリース要件は、平成 17 年度からの水田農業大規模農家等新産地化促進事業費補助金において削除された。

13. おおもり施設農業拡大対策事業費補助(表番号 112)

(1)補助金の推移

(単位：千円)

	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度予算
補助金額	138,772	77,069	74,414	70,422
うち国庫	—	—	—	—
うち県負担額	138,772	77,069	74,414	70,422
件数	50	25	24	40

(2)制度の概要

所属	農産園芸課
制度の趣旨	気象災害の多い本県において、施設農業の振興を図り、省力・低コスト化技術や環境制御技術などを生かした高品質・高生産及び地域の特産・可能性を伸ばす施設整備を進め、生産者の所得向上を図るために行う事業に対して補助
根拠法令・要綱等	青森県おおもり施設農業拡大対策事業実施要綱 青森県おおもり施設農業拡大対策事業費補助金交付要綱
補助対象者(交付先)	農協、営農集団、認定農業者、認定就農者、女性プロリスト研修終了者(Ｈ16：青森市ほか)
補助対象事業	野菜・花きの施設農業を拡大するための簡易ハウス、新技術である養液栽培施設等、既存施設を利用してより高品質・高生産を目指すための土壌消毒機等を市町村、農協等が生産者にリースするために導入する条件整備(営農集団は共同利用、認定農業者等は導入に対する補助)
財源及び補助率	県1/3(土壌消毒機等機械類) 県1/4(バイブレーション等施設類)
補助金額の算定方法	導入する施設の設置規模、機械の処理能力等の精査 簡易ハウスのみ3,000円/㎡に上限設定
制度の始期	平成14年度
制度の終期	平成18年度

本補助金は、市町村を通じた間接補助金であり、県の補助金に対して市町村が嵩上げ補助を行う場合もある。

(3)平成 16 年度の実績
平成 16 年度の農林水産事務所別の交付額は以下のとおりである。

(単位：千円)

農林水産事務所	東	中南	三戸	北	上北	西	計
補助金額	5,817	17,040	17,303	13,532	15,661	5,061	74,414
うち低コスト簡易ハウス型	5,478	16,765	2,907	11,143	9,789	5,061	51,143
うち新技術導入型	339	275	12,296	2,389	5,872	—	21,171
うち既存施設充実型	—	—	2,100	—	—	—	2,100

平成 16 年度の交付実績を見ると、全体では本補助金の約 7割が低コスト簡易ハウス型である。しかし、内訳を見ると、津軽地方（東、中南、北及び西）が低コスト簡易ハウス型の占める割合が極端に高いのに対し、県南地方（三戸及び上北）は、新技術導入型等の割合が高い。これは、従来、気象条件に恵まれた津軽地方の農家は米及びりんごに特化する割合が高かったのに対し、ヤマセの影響のある県南地方は比較的早い段階から施設農業に取り組んできたためと思われる。

本補助金は農林水産事務所で執行しているため、中南地方農林水産事務所、三戸地方農林水産事務所及び上北地方農林水産事務所の補助金を監査した。

(4)監査の結果

平成 13 年 9 月に青森県は、「おおもり施設農業の推進方針」を公表し、米の生産調整、輸入野菜の増加、農業者の高齢化、担い手不足等の情勢に対応するために、施設農業を積極的に推進することとしている。

しかし、内容の変更はあるものの、本補助金の歴史は古く、パイプハウスが国庫補助対象外になった昭和 50 年頃から県の補助金として本格化してきたものである。補助金に関する一連の手続については、下記を除き問題はないものと認めた。

(意見)

① 補助金交付要綱の別表では、補助金の額は「低コスト簡易ハウス型にあっては、4分の1に相当する額又は 3,000 円/㎡のいずれか低い額」と表現されている。この表現では、簡易ハウスの標準的な資材代金が 12,000 円/㎡のように読めるが、実際には、3,000 円/㎡の 4分の1を上限として運用されていた。交付要綱では、誤解が生じないように明確な記載を行うことが必要である。

なお、平成 17 年度の交付要綱においては、「ただし、パイプハウス本体については、消費税を除く事業費が㎡当り 3,000 円を超える場合は、これを上限に算出した額の 4分の1以内」という表現に変更されており、この点に関して改善されている。

② 補助金交付要綱では、低コスト簡易ハウス型、新技術導入型、既存施設充実型の 3タイプがあるが、平成 16 年度の実績では、前述のとおり、低コスト簡易ハウス型の

占める割合が高くなっていた。県単補助金としては補助率の低い低コスト簡易ハウス型の割合が高いほうがいいという考え方も成り立ちうるかもしれないが、そもそも補助金に対して求められる公益性という観点からすれば、県農業の振興のために新技術の導入支援等に補助金を重点配分する方向を選択するのが正しいのではなからうか。

平成 16 年度青森県おおもり施設農業拡大対策事業実施要綱の第 3 において、市町村、農業協同組合が整備した施設は原則として生産者にリースし、営農集団が整備した施設は共同利用とすることとされている。しかし、中南地方農林水産事務所において監査した印象では、農協や営農集団に対して補助する場合においても、低コスト簡易ハウスの見積書は、受益者である各農家別に作成されていることから、実質的には各農家に対して補助金を交付しているのと同様の結果になっているものと考えられる。低コスト簡易ハウス型に長期間補助金を出すとすることは、希望する農家全てに補助金を出すことにつながり、補助金の効果的な活用という点では問題があるものと思う。

③ 三戸農林水産事務所で執行した 6 件について監査した結果、事業主体が農協以外の場合（営農集団、認定農業者等）には、事業費に含まれる消費税を含んだ金額に対して 3分の1を補助していた。

基本的に、事業費に含まれる消費税については、事業者が消費税課税事業者である場合には、仕入税額控除することが可能であるため補助対象外とすることが一般的である。青森県は「補助金等交付要綱等に係る消費税仕入控除税額の取扱いについて」（平成 6 年 3 月 28 日付け青文第 212 号総務部長通知）に基づき事務処理を行っており、農林部内では税率変更を受けて、記載例を変更して平成 9 年度分より取り扱っている（平成 9 年 5 月 12 日青農政第 101 号）。

三戸事務所管内の事務処理は、事業主体が農協であれば税抜金額に対して、それ以外であれば税込金額に対して補助金を執行しており、交付先が消費税の納税義務者であるか否かの確認を行っていないのが実情である（但し、各市町村長に対しては、補助金交付要綱の制定について（通知）の中で、消費税相当額の取り扱いを留意する旨を通知している）。事業者であれば、多額の設備投資をする場合には消費税の課税事業者になる旨の届出書を提出することで還付を受けることも想定され、納税義務者判定の課税売上高が 1 千万円に下がったこともあるので、今後は下記のように対応するのも一案である。

ア、補助金交付要綱上、消費税抜き金額に対して補助するという文言を挿入することで、消費税の納税義務者か否かで補助金額が変わるという不公平感をなくする。

イ、事業実績報告の検査を行う上で、事業主体の収支計算書、所得税確定申告書、消費税申告書の提出を義務付けるとともに、消費税の課税状況について質問、文書により確認することで、適切な事務執行を確保する。

14. 野菜生産出荷安定資金造成費補助 (表番号 114)

(1)補助金の推移

	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度予算
補助金額	59,836	50,546	91,900	63,554
うち国庫	—	—	—	—
うち県負担額	59,836	50,546	91,900	63,554

(単位：千円)

(2)制度の概要

所属	農産園芸課
制度の趣旨	野菜生産出荷安定資金の造成を円滑に行うために独立行政法人農産産業振興機構が実施する事業に対する補助
根拠法令・要綱等	野菜生産出荷安定法 青森県青果物等価格安定関係事業費補助金交付要綱
補助対象者 (交付先)	社団法人青森県青果物価格安定基金協会
補助対象事業	指定野菜 (14品目) の販売価格が著しく低落した場合に、あらかじめ造成した資金の中から生産者に補助金を交付する。
財源及び補助率	一般野菜：県1/5、重要野菜：県1.75/1.0
補助金額の算定方法	申込数量×(保証基準額－平均価格)×90% (重要野菜は100%)。保証基準単価＝平均価格×90%
制度の始期	昭和48年度
制度の終期	平成24年度

(3)監査の結果

補助金に関する一連の手続に問題はない。
意見については、以下の2件の補助金とまとめて記載する。

15. 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助 (表番号 115)

(1)補助金の推移

	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度予算
補助金額	103,395	18,012	17,875	48,425
うち国庫	—	—	—	—
うち県負担額	103,395	18,012	17,875	48,425

(単位：千円)

(2)制度の概要

所属	農産園芸課
制度の趣旨	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要綱に基づいて価格差補給事業に係る資金の造成を円滑に行うために社団法人青森県青果物価格安定基金協会が実施する事業に対する補助
根拠法令・要綱等	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要綱 青森県青果物等価格安定関係事業費補助金交付要綱
補助対象者 (交付先)	社団法人青森県青果物価格安定基金協会
補助対象事業	特定野菜 (特定野菜28品目、指定野菜12品目) の販売価格が著しく低落した場合に、あらかじめ造成した資金の中から生産者に補助金を交付する。
財源及び補助率	特定野菜：県1/3、指定野菜：県2.5/1.0
補助金額の算定方法	申込数量×(保証基準額－平均価格)×80%、保証基準単価＝平均価格×80% (指定野菜：90%)
制度の始期	昭和53年
制度の終期	平成24年

16. 野菜価格安定対策事業費補助 (表番号 116)

(1)補助金の推移

	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度予算
補助金額	32,883	—	33,344	22,147
うち国庫	—	—	—	—
うち県負担額	32,883	—	33,344	22,147

(単位：千円)

(2)制度の概要

所属	農産園芸課
制度の趣旨	野菜価格安定事業実施要綱に基づいて価格差補給事業に係る資金の造成を円滑に行うために社団法人青森県青果物価格安定基金協会が実施する事業に対する補助
根拠法令・要綱等	野菜価格安定事業実施要綱 青森県青果物等価格安定関係事業費補助金交付要綱
補助対象者 (交付先)	社団法人青森県青果物価格安定基金協会
補助対象事業	野菜 (17品目) の販売価格が著しく低落した場合に、あらかじめ造成した資金の中から生産者に補助金を交付する。
財源及び補助率	指定野菜、一般野菜：県4/1.0
補助金額の算定方法	申込数量×(保証基準額－平均価格)×70%、保証基準単価＝平均価格×80% (指定野菜：90%)
制度の始期	昭和46年度
制度の終期	平成24年度

(3)監査の結果
補助金に関する一連の手続については、以下の点を除き問題はない。

(意見)
①交付要綱では決算書の入手、検討を要求していないが、補助の実効性確保及び財産保全の観点から、交付先団体の決算書につき最低限のポイントは検討する必要がある(後述)。

②造成資金の負担について(114.野菜生産出荷安定資金造成費補助、115.特定野菜等供給産地育成価格差補助事業費補助、116.野菜価格安定対策事業費補助共通)

表番号 114 から 116 の価格安定事業においては、価格下落に備えて資金を造成している。事業別に造成額の負担割合を整理すると以下のとおり(負担割合については、国による「野菜生産出荷安定対策費補助金等交付要綱」、「特定野菜等供給産地育成価格差補助事業実施要領」、県による「野菜価格安定事業の推進について」等により定められている)。

(単位：%)

	国	県	市町村	連合会	生産者	合計
指定野菜 (補助金No. 114)	60 (65)	20 (17.5)	—	—	20 (17.5)	100
特定野菜：指定 (補助金No.115)	50	25	—	—	25	100
特定野菜：特定 (補助金No.115)	1/3	1/3	—	—	1/3	100
果実野菜 (補助金No.116)	—	40	10	20	30	100

(注1)連合会は全国農業協同組合連合会青森県支部を示す。

(注2)補助金No.114の()内の数字は、重要野菜(キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ及び秋冬はくさい)の場合の負担率である。

ア. 指定野菜については「野菜生産出荷安定対策費補助金等交付要綱」において県の負担率が定められているのみであり、市町村、連合会並びに生産者の負担割合について定めはない。特定野菜については「特定野菜等供給産地育成価格差補助事業実施要領」において都道府県と共同出荷組織等(農業協同組合、農業協同組合連合会等生産者から出荷の委託を受けたもの。)が「原則として均等」な負担割合になるようにと定めているにとどまっている。

価格安定のための資金造成は事業リスク管理の一環であり、一定の周期で発生

するであろう価格の下落を事前の資金造成で対応する一種の共済的性格をもつ。そうであるならば、一部の組織・団体が過重な負担を負うべきではなく、その負担は価格維持により便益を享受する者によって広く浅く求められる性質のものと考えられる。現在の負担割合は県と生産者に過度の負担を強いている感があり、負担の配分としては適切といえないのではないだろうか。

イ. 116.野菜価格安定対策事業費補助については、野菜生産出荷安定資金造成費補助及び特定野菜等供給産地育成価格差補助事業費補助における国の補助基準を緩和して県が独自に補助を行っているものである。県の負担割合は40/100であるが、指定野菜や特定野菜以上に負担率を増やす必要性はあるのだろうか。県の負担率は最高でも特定野菜を越えない1/3程度の水準で十分ではないだろうか。市町村や連合会は指定野菜や特定野菜の負担をしないのであれば負担割合を増すべきではないだろうか。

ウ. 116.野菜価格安定対策事業費補助については、市町村による造成額の負担割合は10/100であるが、それすら負担していない市町村が一部存在する。各市町村の財政事情によることであるが公平性の点から問題である。

③116.野菜価格安定対策事業費補助は、平成24年を終期に設定しているが、国が終期を定めている野菜生産出荷安定資金造成費補助及び特定野菜等供給産地育成価格差補助事業費補助にならったという以外に根拠はない。国が終期を延長した場合に引きずられないように、終期は主体的に定めるべきである。

(4)社団法人青森県青果物価格安定基金協会(以下「協会」)について

協会は、「青果物等の販売価格が著しく低落した場合において、その低落が生産農家の経営におよぼす影響を緩和するため、補助金を交付し、消費都市への安定的な供給を図るとともに、果実の安定的な生産出荷の推進、果実の需要の拡大等を図るための事業を実施することにより、青果物等の主産地の育成と生産農家の経営安定に資すること」を目的に設立された公益法人である。その事業は、果実生産出荷安定対策事業、特定野菜等供給産地育成価格差補助事業、転作野菜価格安定緊急対策事業、果実野菜価格安定事業、花き価格安定対策事業などである。

注：野菜生産出荷安定事業は独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」と称す)が実施しており、協会は受取った交付金をそのまま機構に交付している。

本項では協会の事業のうち、青果物価格安定事業動定にかかわる部分について述べる。

(監査の結果)

実施要綱によれば、県の交付準備金の運用益は特別積立金として積立てられ、その取崩しは原則として交付準備金に繰入れる場合及び例外として知事の承認を受けて事務費に充当する場合である。協会の定款によれば、特別積立金の取崩しは交付準備金への繰入と一般管理費の不足分に充当する場合である。平成 16 年度の特別積立金取崩額は 7,392,111 円 (青果物) であり、知事の承認を受けて事務費に充当している。

一方、協会は過年度の剰余からなる積立金 84,180,282 円 (平成 16 年度期末残高) を有している。また、生産者の交付準備金の運用益からなる特別調整積立金 102,919,693 円 (平成 16 年度期末残高) を有している。協会の定款によれば、積立金の使途は財産の損失補てんか交付準備金への繰入に限定されており、事務費に充当することは予定されていない。また、特別調整積立金については記載がない。

(意見)

県の交付準備金の運用益を事務費に充当することは実質的な運用経費の補助であり、県としては承認を与えるべきではない。県としては交付準備金の繰入に充当し、毎年の補助金額の負担を減少させるべきである。協会としては事務費について積立金で対応するべきであり、収支バランスの解消は協会の経営努力の問題である。現在の定款は県の負担を増やす内容となっており適当ではない。

17. 花き価格安定対策事業費補助(表番号 117)

(1)補助金の推移

(単位：千円)

補助金額	平成14年度実績	平成18年度実績	平成16年度実績	平成17年度予算
うち国庫	1,300	—	1,754	588
うち県負担額	—	—	—	—
	1,300	—	1,754	588

(2)制度の概要

所属	農産園芸課
制度の趣旨	花き価格安定対策事業実施要綱に基づいて価格差補給事業に係る資金の造成を円滑に行うために社団法人青森県青果物価格安定基金協会が実施する事業に対する補助
根拠法令・要綱等	花き価格安定対策事業実施要綱 青森県青果物等価格安定関係事業費補助金交付要綱
補助対象者(交付先)	社団法人青森県青果物価格安定基金協会
補助対象事業	花き(輸ギク、バラ、トルコギキョウの3品目)の販売価格が著しく低落した場合に、あらかじめ造成した資金の中から生産者に補給金を交付する。
財源及び補助率	県4/10
補助金額の算定方法	申込数量×(保証基準額-平均価格)×80%、保証基準額=平均価格×80%
制度の始期	平成10年度
制度の終期	平成24年度

(3)監査の結果

補助金に関する一連の手続については、以下の点を除き問題はない。

(意見)

①実績報告書を入力しているが、実績報告書の日付(4月8日)と県の収受印の日付(4月22日)につき2週間の開きがあった。収受印は適時に押す必要がある。

②当該補助金は平成24年を終期に設定しているが、国が終期を定めている野菜生産出荷安定資金造成費補助及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助にならつたという以外に根拠はない。国が終期を延長した場合に引きずられないように、終期は主体的に定めるべきである。

③負担割合は以下のとおりである。

(単位：%)

花き(補助金№117)	国	県	市町村	連合会	生産者	合計
	—	40	10	20	30	100

県単野菜(表番号 116)の場合と同様に、県の負担割合が高すぎるのではないだろうか。

18. 落下りんご特別緊急処理対策事業費補助 (表番号122)

(1) 補助金の推移

(単位：千円)

補助金額	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度予算
うち国庫	—	—	1,152	—
うち県負担額	—	—	—	1,152

(2) 制度の概要

所属	りんご果樹課
制度の趣旨	平成16年9月8日の台風第18号により被害を受けたりんご園について、りんご園地のクレーンな環境を維持し、安全・安心なりんごの生産を確保するため、農協等が緊急的に行う落下りんご処理対策に要する経費に対する助成
根拠法令・要綱等	青森県台風第18号及びりんご特別緊急対策事業費補助金交付要綱
補助対象者 (交付先)	弘前市ほか 計13件
補助対象事業	落下りんごの堆肥化及び廃棄処分のための運搬、堆肥化するための使用する石灰質資材等の購入
財源及び補助率	県1/3
補助金額の算定方法	運搬対策：5.0円/2.0kg 堆肥化対策：2,079円/1/2
制度の始期	平成16年度
制度の終期	平成16年度

(3) 監査の結果

補助金に関する一連の手続については、以下の点を除き問題はない。

(指図書事項)

交付要綱によれば、実績報告書の提出は1月31日までとなっているが、一市町村(鶴田町)につき実績報告書が2月4日付けで送付されている。実績報告書は期日までに入手する必要がある。

(意見)

①災害対策補助金全般について
災害を理由に過去に補助金が交付された例は以下のとおりである。

(単位：千円)

年	災害	被害金額	事業内容	県補助額
昭和48年	ひょう雪	197,963	ひょう雪りんご園再生産対策事業	不明
昭和49年	花不足	不明	花不足りんご園再生産対策事業	不明
昭和53年	異常落下	12,204,000	りんご異常落下に伴う多発性病害虫緊急防除事業	不明
昭和54年	灰星病	不明	おうとう灰星病対策事業	不明
昭和55年	ひょう雪	1,372,309	病害虫緊急防除対策事業	不明
昭和56年	灰星病	不明	おうとう灰星病防除事業	不明
昭和56年	ひょう雪	1,933,910	病害虫緊急防除対策事業	不明
昭和62年	降雪	7,062,162	りんご病害虫緊急防除対策事業	不明
平成2年	暴風雨	2,858,313	りんご病害虫緊急防除対策事業	不明
平成3年	台風19号	74,170,343	りんご園地再生特別緊急対策事業	不明
平成9年	大雨樹冠浸水	53,936,967	りんご病害虫緊急防除対策事業	不明
平成13年	低温・降霜	8,411,756	樹冠浸水りんご園地復旧緊急対策事業	71,989
			果樹病害虫緊急防除対策事業	51,734
			補正分	
平成14年	大雨樹冠浸水	503,004	樹冠浸水りんご園地復旧緊急対策事業	19,725
平成15年	大雨樹冠浸水	7,291,107	樹冠浸水りんご園地復旧緊急対策事業	4,450
平成16年	暴風	13,944,183	台風18号災害りんご特別緊急対策事業	24,874
	大雨樹冠浸水	422,865	(病害虫対策)	1,152
			(落下りんご対策)	38,797
			(加工原料保管対策)	11,472
			(加工製品保管対策)	12,465
			樹冠浸水りんご園地復旧緊急対策事業	

(出典：県作成資料より)

災害を理由とした補助が平成13年から連続している。推測であるが、このような補助は過去に実績があると、補助があつて当たり前といった空気が事業者側にあるのではないだろうか。補助はあくまでも例外的であるということを理解してもらうことはもちろんであるが、補助発動の基準も明確にしておく必要があると考える。

農業が天候に左右されるリスクを持つことは当然のこととして理解できる。その一方でおよそ事業主というものは事業上のリスクを抱えており、そのリスクを放置したままの事業主が淘汰されるのも自然の流れである。現在りんご関係の共済加入率は3割程度とのことであるが、リスク管理を行わずに、損害回復を県や市町村に委ねている事業

主を保護することは適切なであろうか。

りんご果樹課の平成 16 年度における災害関連補助金は総額 88,760 千円 (内訳：加工原料特別緊急保管事業 38 百万円、加工製品特別緊急保管事業 11 百万円、落下りんご特別緊急処理対策事業 1 百万円、りんご病害特別緊急防除対策事業 24 百万円、樹冠浸水りんご園地復旧対策事業 12 百万円) であるが、県内のりんご農家数は 19,689 戸であり、一戸あたりの補助金額は 4,508 円程度である。りんご農家の多い弘前市で同様の計算をしても (加工製品特別緊急保管事業分については内訳不明のため除く) 3,779 円程度である (＝19,185,000 円/5,076 戸)。この金額が補助金としてどの程度効果があるのだろうか。単なる儀礼的なもの、もしくは見舞金的なものになっているのではないだろうか。

監査を通じて、りんごについては聖域化しているのではないかという疑問が生じた。平成 16 年度の災害対策補助金は、これまで補助対象とされていなかった落下りんご対策、加工原料保管対策、加工製品保管対策も加えたフルメニューで実施されている。県は「攻めの農林水産業」を掲げているが、攻めの農林水産業の担い手はあくまでも競争力があり経営力のある強い農家であるはずである。県はそのような農家の育成と支援に限られた資金を重点配分するべきであって、リスク管理のできない農家に対して従来型の保護を厚くすることは、「攻めの農林水産業」とは相反するのではないだろうか。「攻めの農林水産業」は「保護の強化」ではないものと考える。

②農林水産事務所との事務の分担について

本補助金は農林水産事務所に権限が委譲されているが、本庁に対して申請書類他書類一式 (写しを含む) が郵送もしくは FAX で送付されている。20 以上の市町村からの書類であるが、本庁ではフレームとしてあるだけで特段使用しておらず、本庁に関連書類一式を送付する意味はないものと考えられる (他の課の補助金の中には、権限委譲を行った補助金については本庁で書類を入手していないものもあった)。経費として無駄なこととも勿論であるが、権限委譲を行なった補助金に関連する書類の保管者について考え方を整理しておく必要があるのではないだろうか。なお、地方農林水産事務所を往査した際に関連資料を閲覧したが、当該補助金に限らず、フレームリゾフは十分に整理して行なわれていた。

19. りんご主要病害虫防除対策費補助 (表番号 124)

(1)補助金の推移

	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度予算
補助金額	24,778	13,409	12,522	9,157
うち国庫	—	—	—	—
うち県負担額	24,778	13,409	12,522	9,157

(単位：千円)

(2)制度の概要

所属	りんご果樹課
制度の趣旨	市町村が、りんご生産の安定的拡大を図るため、りんご主要病害虫防除対策として行う被害枝処理対策、薬剤による防除対策、放任園処理対策及び放任園対策推進に要する経費に対する助成
根拠法令・要綱等	平成 16 年度青森県りんご主要病害虫防除対策費補助金交付要綱
補助対象者 (交付先)	弘前市ほか 計 3 1 件
補助対象事業	被害枝処理対策：被害枝の回収、運搬及び処分経費 薬剤による防除対策：塗布剤及び病患部の定着き用資材購入費 放任園処理対策：伐採等に要する経費 放任園対策推進：防除対策推進及び放任園対策指導に要する経費
財源及び補助率	県 1 / 2、定額
補助金額の算定方法	被害枝処理対策：10,005円/ha 薬剤による防除対策：26,787円/ha 放任園処理対策：59,384円/10a 放任園対策推進：47,900円/市町村、154円/ha
制度の始期	昭和 56 年度
制度の終期	平成 22 年度

(3)監査の結果

補助金に関する一連の手続について問題はない。

(意見)

昭和 47 年に「青森県りんご黒星病及びりんごふらん病まん延防止条例」が制定され、県が同病まん延防止のための総合的施策を実施することとされた。特定の果樹に対して病気対策のための施策を講じたのは本件が全国初であり、以後他県が続いたとこのことである。

平成 16 年度における補助金の内訳は以下のとおりである。

被害枝処理対策	3,168,000 円
薬剤による防除対策	2,459,000 円
放任樹処理対策	2,060,600 円
放任園対策推進：防除対策推進	1,410,000 円
放任園対策推進：放任園対策指導	3,424,000 円

このうち、防除対策推進は一市町村あたり 47,000 円の定額補助であり、平成 16 年度は 30 市町村に交付された。放任園対策指導はりんご栽培面積 1ha あたり 154 円であり、平成 16 年度は 31 市町村に交付された (うち、1 百万円を超える市町村は弘前市のみ、20 万円台が 4 市町村、10 万円台が 5 市町村、5 万円超 10 万円未満が 3 市町村、その他の市町村は 5 万円未満である)。このような少額の補助金にどれたけの効果が期待できるか疑問である。廃止を含めて見直すべきではないだろうか。

20. 農業生産総合対策事業費補助(表番号128)

(1)補助金の推移

	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度予算
補助金額	816,500	808,514	372,301	—
うち国庫	586,749	576,494	288,219	—
うち県負担額	229,751	232,020	84,082	—

(単位：千円)

(2)制度の概要

所属	りんご果樹課
制度の趣旨	市町村等が担い手を中心とした生産性の高い果樹産地形成のため、省力技術や機械の導入等を通じ、国際化に対応した生産体制の確立に向けて、推進活動や小規模土地基盤整備、共同利用施設整備に要する経費に対する助成
根拠法令・要綱等	青森県農業生産振興総合対策事業等補助金交付要綱
補助対象者(交付先)	弘前市ほか、計18件
補助対象事業	推進事業：啓蒙活動、研修会開催及び生産状況調査等 整備事業：小規模土地基盤整備、共同利用施設整備等
財源及び補助率	推進事業：国1/2 整備事業：国1/2、県1.5/10
補助金額の算定方法	推進事業：698千円/地区 整備事業：884千円/10a
制度の始期	平成12年度
制度の終期	平成16年度

本事業は国庫補助事業であり、市町村を通じた間接補助金である。市町村は、一部増上げ(5/100～15/100)のうえ、事業者に補助金を交付している。

(3)平成16年度の交付実績

本事業は、農林事務所で執行されており、所管別の内訳は次のとおりであった。

(単位：千円)

所管	本庁	中南	三戸	北	西	合計
補助金総額	4,460	262,917	13,062	79,701	12,161	372,301
うち推進事業	3,630	2,729	127	380	239	7,105
うち整備事業	830	260,188	12,935	79,321	11,922	365,196

(注)本事業にかかると市町村事務費は、本庁の整備事業に集計している。

このうち、交付額が多い中南地方農林水産事務所及び北地方農林水産事務所に往査した。

(4)監査の結果
補助金に関する一連の手續に問題はない。

(意見)

① 防風網施設の請負者について

整備事業のうち、りんご農家の防風施設設置費用について、中南地方農林水産事務所における防風施設等の落札業者(相見積による随意契約を含む)は以下のとおりであった。

(単位：千円)

市町村	施設名称	落札業者	税込金額	入札業者①	税込金額	入札業者②	税込金額
岩木町	防風網施設(トレリス)	㈱H建設	5,471	㈱Y産業	5,925	㈱T鉄工	5,842
岩木町	防風網施設(鉄柱)	㈱H建設	741	㈱Y産業	767	㈱T鉄工	777
田舎館村	防風網施設(トレリス)	㈱H建設	4,591	㈱Y産業	4,830	㈱T鉄工	4,753
尾上町	防風網施設(トレリス)	㈱H建設	2,556	㈱Y産業	2,691	㈱T鉄工	2,641
尾上町	防風網施設(鉄柱)	㈱H建設	4,914	㈱Y産業	5,173	㈱T鉄工	5,078
弘前市	防風網施設(トレリス)	㈱H建設	394	㈱Y産業	479	㈱T鉄工	467
弘前市	防風網施設(トレリス)	㈱H建設	25,627	㈱Y産業	26,834	㈱K	26,486
弘前市	防風網施設(トレリス)	㈱H建設	753	㈱Y産業	810	㈱T鉄工	795
相馬村	防風網施設(トレリス)	㈱H建設	4,095	㈱I鉄工	5,080	㈱T土木	5,565
平賀町	防風網施設(トレリス)	㈱I鉄工	10,576	N防風㈱	11,429	㈱O	11,640
平賀町	防風網施設	㈱I鉄工	8,012	N防風㈱	8,388	㈱O	8,541

(注)上記のうち、田舎館村及び尾上町は平成17年度事業分である。

この表をみて明らかであるが、中南地方農林水産事務所がカバーする地域全体において、防風網施設を請け負う入札業者は極めて限定されていて、かつ、その中でも特定の業者が請け負っている。インターネットで防風網のメーカーを検索すると、D化成、T化学工業、H経編工業、M編織工業といった業者が抽出されることから、業者が上記の会社のみでないことは明らかである。H建設はH式りんご防風網の製造元であり、津軽地区においては過去からの実績を有しているようである。事業実施主体の意思としては、昔から使い慣れているとか、近隣が同社製品を利用している、故障やメンテナンスの迅速性などを勘案して、同社の製品を希望するものである。それは当然としても、最小のコストで事業を実施する必要があることを考えると、相見積もりをとる業者を県内業者、県外業者に幅広く求めて、有効かつ効果的な補助事業を実施することが求められる。

② 契約書に記入する日付について

中南地方農林水産事務所で監査したところ、下記の契約書の写しには、契約日の記載が認められなかった。

事業主体	契約種類	相手先	契約金額(千円)	備考
H生産組合	設計契約書	㈱T事務所	7,652	
H生産組合	工事請負契約書	T重機建設㈱	6,815	工事期間記入なし
H生産組合	物件売買契約書	T農協	15,444	納入期限記入なし
H生産組合	物件売買契約書	T農協	4,977	納入期限記入なし

担当者にその理由を質問したところ、事業主体としては補助金交付の内示や交付決定の日付と整合性のある契約書を締結しなければ、県や国の事務審査上弊害が生じることから、当初計画時点では日付を記入しないことが多いという。この点、青森県財務規則の運用第152条関係(契約書)2(1)には「契約書の日付は、契約担当者等が現実的に記者押印した日を書き入るものであること」とある。この規定は直接的には及ばないものであるが、国及び県の補助事業であることに鑑み、県と同様の運用を事業主体に求めるのが望ましい姿である。よって、日付を記入した契約書の作成を事業主体に求め、その写しを県も保管するようにするのが望ましい。

21. 共同防除組織再編強化支援事業費補助(表番号129)

(1)補助金の推移

	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度予算
補助金額	—	85,915	69,125	64,140
うち国庫	—	—	—	—
うち県負担額	—	85,915	69,125	64,140

(単位：千円)

(2)制度の概要

所属	りんご果樹課
制度の趣旨	市町村及び農協等が果樹に係る共同防除組織の再編整備を図り、果樹産地の生産体制を強化するために要する経費に対する助成
根拠法令・要綱等	平成16年度共同防除組織再編強化支援事業費補助金交付要綱
補助対象者(交付先)	弘前市ほか、計26件
補助対象事業	推進事業：換社会開催、優良事例調査、研修会開催等 整備事業：防除用機械の整備
財源及び補助率	推進事業：県1/2 整備事業：県1/3
補助金額の算定方法	推進事業：200千円/地区 整備事業：4,998千円/台
制度の始期	平成15年度
制度の終期	平成17年度

本補助金は市町村を通じた間接補助金であり、市町村の一部は嵩上げ補助を行っている(250千円~1,666千円)。

(3)平成16年度の交付実績

本事業は、農林事務所で執行されており、所管別の内訳は次のとおりであった。

(単位：千円)

所管	東	西	中南	北	三戸	合計
補助金総額	16,860	8,630	32,609	3,672	7,354	69,125
うち推進事業	200	300	955	340	690	2,485
うち整備事業	16,660	8,330	31,654	3,332	6,664	66,640

このうち、交付額の多い中南地方農林水産事務所へ往査した。

(4)監査の結果

補助金に関する手続は、以下を除いて問題はなかった。

整備事業は、スビードスプレーヤーという薬剤散布用機械の購入費用の一部を補助するものであり、中南地方農林水産事務所における状況は以下のとおりであった。

(単位：千円)

市町村名	事業実施主体	事業費(税込)	県補助金	購入先	機種
弘前市	I 共同防除組合	6,825	1,666	㈱T商会	ゾーゾ/SD9-010040
弘前市	I F 共同防除組合	5,250	1,666	T H 農協	不明
弘前市	K H 共同防除組合	6,615	1,666	H 工機㈱	共立SSV-1088PSC
弘前市	I R 共同防除組合	5,670	1,666	㈱S工業所	共立SSV-1088PSC
弘前市	K M 共同防除組合	6,825	1,666	㈱A商会	丸山SSA-a1010
弘前市	N 生産組合	6,825	1,666	㈱T商会	ゾーゾ/SD9-010040
弘前市	M 共同防除組合	5,670	1,666	㈱S工業所	共立SSV-1088PSC
岩木町	T D 共同防除組合	5,056	1,666	㈱S工業所	共立SSV-1074PSC
相馬村	F 共同防除組合	5,670	1,666	S 農協	共立SSV-1088PSC
相馬村	T 共同防除組合	5,670	1,666	S 農協	共立SSV-1088PSC
黒石市	Y 共同防除組合	5,670	1,666	K 農協	共立SSV-1088PSC
黒石市	H 防除組合	6,300	1,666	K 農協	共立SSV-1088PSC
藤崎町	S 生産合理化組合	5,880	1,666	㈱T農機	ゾーゾ/3S-C1033
藤崎町	K W 共同防除組合	5,250	1,666	㈱T商会	ゾーゾ/3S-C1033
大鰐町	N りんご共同防除組合	5,670	1,666	H 建材㈱	ゾーゾ/3S-C1033
大鰐町	S 共同防除組合	5,355	1,666	H 農機商会	ゾーゾ/3S-C1033
平賀町	O りんご生産共同防除組合	5,670	1,666	T M 農協	共立SSV-1083PSC
平賀町	O りんご園共同防除組合	5,670	1,666	T M 農協	共立SSV-1083PSC
田舎館村	I SS組合	5,000	1,666	T M 農協	共立SSV-1083PSC

(意見)

① 相見積りの必要性について
スビードスプレーヤーの購入に関して、県農林水産事務所の担当者は実地調査及び書

類調査を実施している。その結果、上記の表で*印を付しているものについては、購入価格の適正性を確保するために相見積りをとっていることが確認できなかった。事業主体は組合の形式を確保しているとはいえ、事務処理に不慣れた農家で、事務処理を農協に委託していることが多く、競争性の確保のために必要と指導しても手が回らない現実があるようである。とはいえ、補助金を支出する以上、適正な事務を実施するよう指導するべきである。

② 事業費の経済性について

カタログで確認すると、黒石市のH防除組合がK農協から購入した共立SSV-1088FSのメーカー希望小売価格は税抜600万円(税込630万円)である。同製品に関して、適切な競争が確保されておれば、同組合が農協から定価で購入することは通常は想定できなくいものと思われる。事実、他の事業主体は税込567万円、県南地区まで広げれば税込535万円での購入実績がある。同じようなことが他の製品にも見受けられることから、このような事態が発生しないようしなければならぬ。

一つの補助金を本庁で執行する場合には、県内各地区の業者の見積書の比較を行いやすいが、農林水産事務所では、同一の商品であっても地域により取引価格に差が発生し、かつ、補助金の担当者もそれに気づかないケースも考えられる。ハード事業関係の補助金については、農林水産部全体として、主要な農機具、肥料、農業等の取引相場を把握する何らかの情報センター機能が必要ではなからうか。

22. 果樹振興支援事業費補助 (表番号 130)

(1) 補助金の推移

	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度予算
補助金額	—	34,590	40,138	33,063
うち国庫	—	—	—	—
うち県負担額	—	34,590	40,138	33,063

(単位：千円)

(2) 制度の概要

所属	りんご果樹課
制度の趣旨	市町村及び農協等が特産果樹の一層の導入促進や高品質化等により、特産果樹を組み入れた果樹複合経営化の推進による産地の生産体制を強化するために要する経費に対する助成
根拠法令・要綱等	平成16年度青森県果樹振興支援事業費補助金交付要綱
補助対象者 (交付先)	弘前市ほか 計17件

補助対象事業	推進事業：検討会開催、優良事例調査、研修会開催等 整備事業：生産基盤・気象災害防止施設、生産高度化施設及び集出荷機械施設の整備
財源及び補助率	推進事業：県1/2 整備事業：県1/2、1/3、1/4
補助金額の算定方法	推進事業：150千円/地区 整備事業：212千円～1,644千円/10a
制度の始期	平成15年度
制度の終期	平成18年度

(3) 平成16年度の交付実績

本事業は、農林事務所で執行されており、所管別の内訳は次のとおりであった。

所管	東	中南	北	上北	三戸	合計
補助金総額	859	15,134	6,458	2,111	15,576	40,138
うち推進事業	75	585	20	150	345	1,175
うち整備事業	784	14,549	6,438	1,961	15,231	38,963

(単位：千円)

上記のうち、交付実績の多い中南北農林水産事務所及び三戸地方農林水産事務所に往査した。

(4) 監査の結果

補助金に関する手続は、以下を除いて問題はなかった。

相馬村のS栽培組合が事業主体となり、防風網新設工事707mが実施され、補助金2,992,000円が支出された。

実施に当たり当初485mの見積りをとったところ、(株)I鉄工が7,129,500円(@14,700円)で(株)H建設が6,160,000円(@12,700円)で(株)H建設が受注した。その後予算に余裕が生じたためか222mの追加変更契約を同社と締結し、事業完了したものである。私どもが気になった点は、敗れた(株)I鉄工が表番号128の生産振興総合対策事業の防風網新設工事名称で485m、8,730,000円の見積書を6月4日付けでS栽培組合宛に提出し、その金額でS栽培組合に係る事業の当初事業費の内示、交付申請が行われている点である。

(S栽培組合に係る補助金の流れ)

交付申請	H16.6.11	相発第869号	8,730,000円	485m
交付決定通知	H16.6.25	中農水第293号	8,730,000円	485m
事業着手届	H16.7.8	相発第869号	6,160,000円	485m
支援事業の追加要望	H16.8.6	相発第869号		
変更割当内示	H16.9.14	中農水第293号		